

令和7年度長崎県外国人介護人材マッチング事業所募集要項

I. 対象事業所

以下の5つの要件全てに該当する事業所が応募可能です。

- ①介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所
- ②技能実習生、特定技能を受け入れ可能な事業所
 - ・国が定めた別添「対象施設」に該当していること
- ③各大学からの以下の受入条件を満たす法人
 - ・労働関係法令を遵守した雇用であること（労働基準法、最低賃金法等）
 - ・居住費を事業者が負担すること（ただし、食費・光熱水費等は実習生が負担）
- ④監理団体（技能実習生）または登録支援機関（特定技能）と契約している法人
 - ・応募時点で監理団体や登録支援機関と契約を締結していない事業者は、「9」の面談会時に、別添「長崎県内に事業所が所在する「技能実習『介護』」受入可能監理団体一覧」「登録支援機関一覧」等を参考に契約に着手することで可
 - ・県内の管理団体、登録支援機関は以下サイトからご確認ください

監理団体の検索 | 外国人技能実習機構

https://www.otit.go.jp/implmenter/basic/search_supervisor/index.html

登録支援機関(Registered Support Organization) | 出入国在留管理庁

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00205.html

- ⑤募集期限までに、適正な応募書類を提出する法人

2. 参加予定の学生等

○本県と友好関係にあるベトナムの大学（ダナンフォンドン短期大学）から、4名程度の学生が参加する予定です。

☆両大学とも3年制の大学で、看護学科の学生が参加

☆ベトナムの病院での看護実習を6ヶ月以上経験

☆日本語はN4（基本的な日本語が理解できる）レベル

☆マッチング成立後から入国までの間、介護の専門用語等の日本語を継続して学ぶ

予定（県もオンラインの日本語研修の開催により支援）

☆☆☆希望事業所には、面談参加予定の学生のPR動画を提供しますのでお知らせください。日本語レベルについて実際に動画をご覧になられてご確認ください。

○来日する際の在留資格は「技能実習」と「特定技能1号」※介護技能評価試験合格済を予定しています。

☆技能実習：基本的な在留期間は3年ですが、双方が合意すれば、技能実習の延長（2年間延長）、特定技能（追加で5年間）への移行が可能

☆特定技能：在留期間通算5年

詳細は別添概要参照

○3年生と卒業生が参加する予定です。

☆3年生：大学卒業後（4月以降予定）に、来日し、技能実習を開始予定

4. 募集事業所数

○10事業所程度

5. 応募書類

①技能実習生等受入に係る意向調査票

②事業所 PR シート

★学生等は、事業所 PR シートを基に、「9」の面談会において、面談を希望する事業所を決定するので、積極的に PR してください。

6. 募集期限

○令和8年1月30日（金）

7. 応募方法

○「5」の資料を kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp ヘメールで提出してください。

○提出窓口：長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班（担当：山口）

Tel 095-895-2440

8. 参加事業所の決定

○「1」の対象事業所に合致していると判断できる場合は、提出いただいた PR シートを学生に提供します。

○応募後の辞退は原則としてできませんので、事業所内で十分に検討したうえで、ご応募ください。

9. オンラインマッチング面談会の予定

○実施スケジュール（予定なので、前後する可能性があります）

①2/9（月）～：事業所と面談会の日程調整

※参加について1回目及び2回目、両方参加の希望をとります

②1回目（2/26～）2回目（3/11～）オンライン合同面談会の開催

③開催後2週間後頃：学生と事業所のマッチング決定

④開催後7カ月頃：来日し、入国後講習

⑤開催後8カ月頃：事業所での実習開始

○留意点等

・学生が、PR シートを基に、面談したい事業所を決定します。

・学生が面談を希望する事業所とのみ実施します。

※学生が面談を希望しない可能性があります。

・面談会の開催や事業所の皆様との調整は、県が委託する専門業者が行います。

10. マッチングの成立

○学生等と事業所の双方が希望することで、マッチングが成立し、面談会の2週間後を目途に、結果をご連絡します。

○マッチングが成立した後、事業所が契約する監理団体及び登録支援機関とベトナム側の送出機関との間で契約及び所定の手続きを行い、学生等が技能実習生として入国します。

- ・ベトナム側の送出機関等への入国前の日本語教育費用15万円など、別添「技能実習にかかる主な経費」のような経費が必要となってきます。

※実際に必要な経費は監理団体・登録支援機関によって異なりますので、詳細については各団体にご確認ください。

※入国前の日本語教育費用については、事業所での受入後ではなく、マッチング成立後に支払いを求められる場合があります。

○マッチング後7～8か月後に技能実習を開始することが一般的ですが、技能実習計画の承認やビザの発行手続き等のため、開始が遅れることができます。

11. 参考等

(1)過去のマッチングに参加した学生等に、事業所を希望した決め手を以下のとおり確認していますので、「5」の事業所PRシートの作成の参考としてください。

- ・給与や福利厚生が充実
- ・職場や住居がきれい
- ・事業所にベトナムの先輩がいる
- ・PRシートで事業所の雰囲気や魅力が伝わった

※給与などの条件面はもちろん重視されますが、面談会に参加した職員や職場の雰囲気も同様に重視されています。